

雇用保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令案 新旧対照条文 目次

○	雇用保険法施行令（昭和五十年政令第二十五号）（抄）（第一条関係）	．．．．．	1
○	国家公務員共済組合法施行令（昭和三十三年政令第二百七号）（抄）（第二条関係）	．．．．．	6
○	地方公務員等共済組合法施行令（昭和三十七年政令第三百五十二号）（抄）（第三条関係）	．．．．．	7
○	行政手続法施行令（平成六年政令第二百六十五号）（抄）（第四条関係）	．．．．．	8
○	特別会計に関する法律施行令（平成十九年政令第二百二十四号）（抄）（第五条関係）	．．．．．	9

改正案	現行
<p>附則</p> <p>（法第六十六条第一項第一号イの政令で定める基準に関する暫定措置）</p> <p>第五条 令和六年度及び令和七年度の各年度における第十五条第一項（同条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定の適用については、同条第一項第一号中「労働保険の保険料の徴収等に関する法律」とあるのは「改正前徴収法（雇用保険法等の一部を改正する法律（令和六年法律第二十六号）第三条の規定（同法附則第一条第一号に掲げる改正規定に限る。）による改正前の労働保険の保険料の徴収等に関する法律」と、「第十二条第五項」とあるのは「をいう。以下この号において同じ。」附則第十条の二の規定により読み替えて適用される改正前徴収法附則第十条の規定により読み替えられた徴収法第十二条第五項」とする。</p> <p>（削る）</p>	<p>附則</p> <p>（法第六十六条第一項第一号イの政令で定める基準に関する暫定措置）</p> <p>第五条 令和四年度及び令和五年度の各年度における第十五条第一項（同条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定の適用については、同条第一項第一号中「労働保険の保険料の徴収等に関する法律」とあるのは「改正前徴収法（雇用保険法等の一部を改正する法律（令和四年法律第十二号）第四条の規定による改正前の労働保険の保険料の徴収等に関する法律」と、「第十二条第五項」とあるのは「をいう。以下この号において同じ。」附則第十条の二の規定により読み替えて適用される改正前徴収法附則第十条の規定により読み替えられた徴収法第十二条第五項」とする。</p> <p>2 令和三年度において法附則第十四条の二第一項の規定により国庫が負担した額がある場合の令和四年度における前項の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは、「と」、「加減した額が、同項」とあるのは「加減した額に当該会計年度の前会計年度における法附則第十四条の二第一項の規定による国庫の負担額を加算した額が、改正前徴収法附則第十条の二の規定により読み替えて適用される改正前徴収法附則第十条の規定により読み替えられた徴収法第十二条第五項」とする。</p> <p>3 令和四年度において法附則第十四条の四第一項の規定により国庫が負担した額がある場合の令和五年度における第一項の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは、「と」、「加減し</p>

とする。

3 令和十年年度以降の会計年度の前会計年度において法附則第十三条第一項の規定の適用がある場合における第十六条の規定の適用については、同条第二号中「第十二条第五項」とあるのは、「附則第十条の規定により読み替えられた徴収法第十二条第五項」とする。

(削る)

とする。

3 令和八年度以降の会計年度の前会計年度において法附則第十三条第一項の規定の適用がある場合における第十六条の規定の適用については、同条第二号中「第十二条第五項」とあるのは、「附則第十条の規定により読み替えられた徴収法第十二条第五項」とする。

(法附則第十四条の二第二項の国庫が負担する額の算定方法)

第七条 法附則第十四条の二第二項に規定する政令で定めるところにより算定した額は、令和二年度及び令和三年度の各年度において、次の各号に掲げる事業の区分に応じて当該各号に定める額を合計した額とする。

一 新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための雇用保険法の臨時特例等に関する法律(令和二年法律第五十四号)第四条に規定する事業 当該年度において中小事業主が休業させた者に支給された同条に規定する新型コロナウイルス感染症対応休業支援金(以下この項において「休業支援金」という。)について、当該休業支援金を受けた者ごとに当該休業支援金の一日当たりの支給の額から基準額(法第十七条第四項第二号ロに定める額(その額が法第十八条第一項の規定により変更されたときは、その変更された額)に百分の五十を乗じて得た額をいう。以下この項において同じ。)を控除して得た額(その額が零を下回る場合には、零とする。)に当該支給の対象となつた日数を乗じて得た額を合算した額

二 前号に掲げる事業を実施する期間において実施する法第六十条第一項第一号に掲げる事業 当該年度において中小事業主が受けた当該事業による助成(休業に係る助成その他の厚生労働省令で定める助成であつて、休業支援金の対象となる期間に係るものに限る。)について、当該助成を受けた中小事業主ごとに当該助成の額の算定の基礎となつた被保険者一人一日当たりの助成の額から基準額を控除して得た額(その額が零を下回

る場合には、零とする。)に当該助成の対象となつた日数を乗じて得た額を合算した額

三 第一号に掲げる事業を実施する期間において実施する法第六十二条第一項第六号に掲げる事業(法附則第十四条の第二項に規定するものに限る。) 当該年度において中小事業主が受けた当該事業による助成(休業支援金の対象となる期間に係るものに限る。)について、当該助成を受けた中小事業主ごとに当該助成の額の算定の基礎となつた被保険者各人の一日当たりの助成の額から基準額を控除して得た額(その額が零を下回る場合には、零とする。)に当該被保険者に係る助成の対象となつた日数を乗じて得た額を合計した額を合算した額

2 前項の中小事業主とは、その資本金の額又は出資の総額が三億円(小売業又はサービス業を主たる事業とする事業主については五千万円、卸売業を主たる事業とする事業主については一億円)を超えない事業主及びその常時雇用する労働者の数が三百人(小売業を主たる事業とする事業主については五十人、卸売業又はサービス業を主たる事業とする事業主については百人)を超えない事業主をいう。

3 前二項に定めるもののほか、法附則第十四条の第二項の規定により国庫が負担する額の算定方法について必要な事項は、厚生労働省令で定める。

(法附則第十四条の四第二項の国庫が負担する額の算定方法)

第八条 前条の規定は、法附則第十四条の四第二項に規定する政令で定めるところにより算定した額について準用する。この場合において、前条第一項中「令和二年度及び令和三年度の各年度」とあるのは、「令和四年度」と読み替えるものとする。

(令和六年能登半島地震に係る職業能力開発校等の施設及び設備に要する経費に関する補助金の特例)

第九条 (略)

(削る)

(令和六年能登半島地震に係る職業能力開発校等の施設及び設備に要する経費に関する補助金の特例)

第七条 (略)

(削る)

(独立行政法人雇用・能力開発機構法を廃止する法律による補助に係る特例)

第十条 独立行政法人雇用・能力開発機構法を廃止する法律(平成二十三年法律第二十六号)附則第九条の規定による補助については、法第六十三条第一項第二号の規定による都道府県に対する経費の補助の事業として行うものとする。この場合において、第十二条及び第十四条第四項の規定は、適用しない。

（傍線部分は改正部分）

<p>改正案</p>	<p>現行</p>
<p>附則</p> <p>（介護休業手当金に対する国の負担に関する暫定措置） 第七条の三 法第九十九条第四項第一号（介護休業手当金に係る部分に限る。次条において同じ。）に規定する政令で定める割合は、当分の間、第二十二條の三第二項の規定にかかわらず、同項に定める割合に百分の五十五を乗じて得た率とする。</p> <p>第七条の三の二 令和六年度から令和八年度までの各年度における法第九十九条第四項第一号に規定する政令で定める割合は、第二十二條の三第二項及び前条の規定にかかわらず、同項に定める割合に百分の十を乗じて得た率とする。</p>	<p>附則</p> <p>（育児休業手当金等に対する国の負担に関する暫定措置） 第七条の三 法第九十九条第四項第一号に規定する政令で定める割合は、当分の間、第二十二條の三第二項の規定にかかわらず、同項に定める割合に百分の五十五を乗じて得た率とする。</p> <p>第七条の三の二 平成二十九年年度から令和六年度までの各年度における法第九十九条第四項第一号に規定する政令で定める割合は、第二十二條の三第二項及び前条の規定にかかわらず、同項に定める割合に百分の十を乗じて得た率とする。</p>

（傍線部分は改正部分）

<p>改 正 案</p>	<p>現 行</p>
<p>附 則</p> <p>（介護休業手当金に要する費用の公的負担に関する暫定措置）</p> <p>第三十七条の二 法第十三条第四項第一号（介護休業手当金に係る部分に限る。次条において同じ。）に規定する政令で定める割合は、当分の間、第二十九条第二項の規定にかかわらず、同項に定める割合に百分の五十五を乗じて得た率とする。</p> <p>第三十七条の三 令和六年度から令和八年度までの各年度における法第十三条第四項第一号に規定する政令で定める割合は、第二十九条第二項及び前条の規定にかかわらず、同項に定める割合に百分の十を乗じて得た率とする。</p>	<p>附 則</p> <p>（育児休業手当金及び介護休業手当金に要する費用の公的負担に関する暫定措置）</p> <p>第三十七条の二 法第十三条第四項第一号に規定する政令で定める割合は、当分の間、第二十九条第二項の規定にかかわらず、同項に定める割合に百分の五十五を乗じて得た率とする。</p> <p>第三十七条の三 平成二十九年度から令和六年度までの各年度における法第十三条第四項第一号に規定する政令で定める割合は、第二十九条第二項及び前条の規定にかかわらず、同項に定める割合に百分の十を乗じて得た率とする。</p>

改正案	現行
<p>附則</p> <p>（削る）</p> <p>（雇用保険法に係る意見公募手続を実施することを要しない命令等に関する特例）</p> <p>第二条（略）</p> <p>2～4（略）</p>	<p>附則</p> <p>（労働保険の保険料の徴収等に関する法律に係る意見公募手続を実施することを要しない命令等に関する特例）</p> <p>第二条 労働保険の保険料の徴収等に関する法律附則第十一条の二の規定の適用がある場合における第四条第一項第七号の規定の適用については、同号中「第十四条の二第一項、第十五条第一項及び第二項、第十六条（一）とあるのは「並びに第十四条の二第一項、同法附則第十一条の二の規定により読み替えて適用する同法第十五条第一項、同法附則第十一条の二の規定により読み替えて適用する同法第十六条（同法附則第十一条の二の規定により読み替えて適用する）」と、「第十九条第一項、第二項、第五項及び第六項、」とあるのは「及び第十九条第一項、同法第十九条第二項及び第五項、同法附則第十一条の二の規定により読み替えて適用する同法第十九条第六項並びに同法」とする。</p> <p>第三条（略）</p> <p>2～4（略）</p>

改正案	現行
<p>附則</p> <p>（労働保険特別会計の雇用勘定における積立金等からの補足の特例）</p> <p>第七条の三 令和五年度における第五十六条第三項及び第五項の規定の適用については、同条第三項第二号ハ中「法」とあるのは「雇用保険法等の一部を改正する法律（令和六年法律第二十六号）附則第二十六条第一項の規定により読み替えられた法附則第二十条の第二項の規定により読み替えて適用する法」と、「以下この条」とあるのは「ハ及び次項」と、同条第五項中「及び二事業費充当歳出額に係る歳出の翌年度への繰越額」とあるのは、「二事業費充当歳出額に係る歳出の翌年度への繰越額及び雇用安定事業（雇用保険法等の一部を改正する法律附則第六条第二項の規定によりなお従前の例によることとされた同法第一条の規定による改正前の雇用保険法附則第十四条の四第二項に規定するものに限る。）に係る法附則第二十条の第二第三項の規定により読み替えて適用する同条第二項の規定により読み替えて適用する法第五十五条に規定する超過額に相当する金額」とする。</p> <p>2 令和六年度における第五十六条第三項及び第五項の規定の適用については、同条第三項第二号ハ中「法」とあるのは「法附則第二十条の第二項の規定により読み替えて適用する法」と、「以下この条」とあるのは「ハ及び次項」と、同条第五項中「及び二事業費充当歳出額に係る歳出の翌年度への繰越額」とあるのは、「二事業費充当歳出額に係る歳出の翌年度への繰越額及び雇用安定事業（雇用保険法等の一部を改正する法律（令和六年法律第二</p>	<p>附則</p> <p>（労働保険特別会計の雇用勘定における積立金等からの補足の特例）</p> <p>第七条の三 令和二年度及び令和三年度の各年度における第五十六条第三項及び第五項の規定の適用については、同条第三項第一号中「雇用保険法」とあるのは「雇用保険法等の一部を改正する法律（令和四年法律第十二号。次号において「令和四年法律第十二号」という。）第一条の規定による改正前の雇用保険法」と、同項第二号ハ中「法」とあるのは「令和四年法律第十二号第五条の規定による改正前の法（以下このハにおいて「旧法」という。）附則第二十条の第二第三項の規定により読み替えられた同条第二項の規定により読み替えて適用する旧法」と、「超過額相当額」とあるのは「超過額相当額及び雇用安定事業（雇用保険法附則第十四条の二第二項に規定するものに限る。第五項において同じ。）に係る超過額相当額の合計額を」と、同条第五項中「及び二事業費充当歳出額に係る歳出の翌年度への繰越額」とあるのは、「二事業費充当歳出額に係る歳出の翌年度への繰越額及び雇用安定事業に係る超過額相当額」とする。</p> <p>2 令和四年度における第五十六条第三項及び第五項の規定の適用については、同条第三項第二号ハ中「法」とあるのは「法附則第二十条の第二第三項の規定により読み替えられた同条第二項の規定により読み替えて適用する法」と、「超過額相当額」とあるのは「超過額相当額及び雇用安定事業（雇用保険法附則第十四条の四第二項に規定するものに限る。第五項において同じ。）に係る超過額相当額の合計額を」と、同条第五項中「及び二事業費充当</p>

十六号) 附則第六條第二項の規定によりなお従前の例によることとされた同法第一條の規定による改正前の雇用保険法附則第十四條の四第二項に規定するものに限る。) に係る法附則第二十條の二第三項の規定により読み替えて適用する同條第二項の規定により読み替えて適用する法第百五條に規定する超過額に相当する金額」とする。

歳出額に係る歳出の翌年度への繰越額」とあるのは、「二事業費充当歳出額に係る歳出の翌年度への繰越額及び雇用安定事業に係る超過額相当額」とする。